

JAB RL215-2008 (案) に対するコメントと事務局対応

コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
アイシン精機	4	4	Q	申請には 新規 継続 更新 (何らかの)拡大の場 合があるが、各々において 必要となるのか。	申請内容別に明確化する。	更新申請に Accept は不要なので以下(下線部) のとおり明確化する。 4. 申請書の様式 AEMCLAP 試験所認定を受けようとする者は、本 協会に申請書を提出しなければならない。なお、 初回又は拡大申請の場合であって <u>Addendum to</u> AEMCLRP Fourth Edition(2007年5月25日発 行)の B)項に規定する AEMCLRP application が OEMs から accept されていない場合にあっては 本協会は申請を受理しない。
アイシン精機	4	4	Q	OEM's は複数の送付先が あるが、accept はどこか ら、どのような形で提供さ れるのか。 また、それを申請書類に含 める必要があるか。	提供される形態を明確化する。 必要な場合 4.2 C)項に追記す る。不要な場合は、accept 情 報の流れを4項4行目以降で明 確化する	×Accept の申請及び取得は試験所と OEMs の二 者間で行われるので JAB は関与できない。試験所 が申請対象の OEMs から Accept を取得している ことを何らかの形で JAB は確認できればよいの でそれを詳細に規定はできない。

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。